



アングリカン・コミュニオン諸管区のすべての人
—ことに子ども、青年、弱い立場の大人—
の安全を高めるためのガイドライン

【セーフ・チャーチ・ガイドライン】

Guidelines to enhance the safety of all persons
—especially children, young people and vulnerable adults—
within the provinces of the Anglican Communion

©The Anglican Consultative Council, 2019

目次

イントロダクション	
このガイドラインについて.....	1
セクション1	
虐待が起こったときのサポートの提供.....	5
セクション2	
虐待への効果的な対応の実施.....	11
セクション3	
ミニストリー実践のための基準の採用と推進.....	15
セクション4	
ミニストリー適性の評価.....	17
セクション5	
安全の文化の推進.....	19

※読みやすさや理解のしやすさを考慮して、以下の付属資料は別冊にしました。

付録資料1	
定 義.....	別1
付録資料2	
綱 領.....	別8
付録資料3	
規 約.....	別9

※ 本文中の〔 〕内は訳者注です。

このガイドラインについて

目 的

2019 年、第 17 回全聖公会中央協議会（ACC-17）は、アングリカン・コミュニオン（全聖公会）の**諸管区**によってこれらのガイドラインが施行されるように勧告した。これらはアングリカン・コミュニオン諸管区のすべての人たち、ことに**子ども、青年、弱い立場の大人**の安全を高めることを目的としている。これらはまた、すでに行われている諸管区の人たちの安全を守るための実践、すなわちある管区では「セーフ・チャーチ」の実践、別の管区では「セーフガーディング」の実践として様々な名称で呼ばれるような実践を強めることも目的としている。

このガイドラインは、以下の施行によって**教会ワーカーによる虐待**が起こるのを防ぐためと、虐待を受けた人に対応するための両方について実践的な手段を諸管区に提供する。

- ・アングリカン・コミュニオンの教会での人々の安全を守るための綱領
- ・アングリカン・コミュニオンの教会間でのミニストリー適性の情報開示のための規約

ガイドラインで概説されている通りのふるまいや実践がなされるなら、アングリカン・コミュニオン全体の教会が、以下のように誰にとっても安全が強められた場となるだろう。そこでは、

- ・教会ワーカーは誠実な行動をとる
- ・虐待を受けた人たちは公正な処遇を受ける
- ・虐待に関与する教会ワーカーは責任を問われる
- ・教会の指導者たちは虐待を隠蔽しない

これらのガイドラインは、教会の**ミニストリー**〔宣教や牧会を中心とした教会の働き、以下〔 〕内は訳者注〕を中心にしたものである。教会ワーカーは、必要な時は、また**教会共同体**を含めたさまざまな状況で、霊的な助言、サポート、教育、相談、援助の備えをすることを含め、さまざまな形式で教会のミニストリーを行う。教会ワーカーは、その**ミニストリーの関係**において、自分のニーズに合わせてではなく、自分がミニストリーを行う人たちの最善の利益のために行動しなければならない。

神学的基礎づけ

綱領で説明されているように、聖書の証言は、神が人間という家族のあらゆるメンバーを愛していることと、イエスのミニストリーが子どもと社会で弱い立場におかれた人たちを優先していることを認識し、確証している。

カンタベリー大主教ジャスティン・ウェルビー師は、2018年3月のイングランドとウェールズにおける子どもへの性的虐待に関する独自調査に先立ち、彼の証言の中で自身のセーフゲーディングの神学についての理解を次の三点にまとめて述べた。

その神学とはこういうものである。すなわち、神が私たちを造った、それで私たちは自分たちのうちに神の似姿を持っている。それゆえに、私たちは限りなく貴いのである。そしてキリストは私たちのために十字架にかけられ死んだが、それは神が私たちに抱いている愛を示すものである。極限の犠牲と創造の愛が間違っていると証明する手段は何もない。

第二に、私たちはイエス自身が神であると理解し信じて、イエスのうちに模範を見出しているが、その模範とは、イエスが戦争に引き裂かれた地域に来て、小さな子どものようになり、あらゆる立場の弱さを受け入れて完全に人間としての生活を送ったこと、また彼の両親が彼を保護したこと、彼の周りの人たちが彼を保護したことである。彼は保護を必要としながら成長したのであり、そのイエスの模範は、保護を必要とするすべての人たちを保護するように、私たちに求めている。

第三に、イエスが子どもたちについて語った時、その教えはきわめて明快に次のように述べている。すなわち、子どもたちを傷つける者は、神がその者たちに下す裁きに直面するよりは、首に石臼を懸けられて海に投げ込まれるほうがましであろう。

カンタベリー大主教によって言い表された三つのテーマ、すなわちあらゆる人への神の愛、弱い立場にある人たちの保護、虐待者の説明責任が、このガイドラインの基礎となるものである。

各管区におけるこれらのガイドラインの施行は、教会のミッションの中で子ども、青年、弱い立場の大人を優先する、セーフ・チャーチまたはセーフゲーディングの神学によって補強される必要があるだろう。

構成と表現

これらのガイドラインは、五つのセクションと三つの付録資料から構成されている。

セクション 1 から 5 は、綱領の五つの約束に関するもので、その各々は三つの部分から構成されている。すなわち、

- ・適用される綱領の約束の抜粋
- ・そのセクションの予備知識
- ・綱領の約束を実質的に表すガイドライン

付録資料 1 にはキータームの定義が含まれている。各タームはこのガイドラインのイントロダクションとセクション 1-5 での初出時にはイタリック〔訳文中では**太字**〕で書かれている。付録資料 2 と 3 には綱領と**規約**の本文が含まれている。

これらのガイドラインは下記を除き、綱領にあるのと同じ用語と表現を用いる。

- ・「ケア」は「牧会的ケア」の代わりに用いられる。
- ・「教会共同体」は「教会区と教会組織」の代わりに用いられる。
- ・「教会ワーカー」は「聖職とその他の教会スタッフ」の代わりに用いられる。
- ・「ミニストリー」は「牧会的ミニストリー」の代わりに用いられる。
- ・「サポート」は「牧会的サポート」の代わりに用いられる。

教会ワーカーには、**聖職**と**信徒ワーカー**の両方が含まれる。いくつかの管区では「牧会的」は、聖職によって行われるケア、ミニストリー、サポートのことを指す。混乱を避けるために、「ケア」、「ミニストリー」、「サポート」は教会ワーカーの活動を表すために用いられた。

施 行

各管区は、このガイドラインを扱う運営規定または適切な枠組みを持つべきである。管区の管理組織は、管区レベルで実行することで、あるいは管区内の各教区がガイドラインを確実に実施するための手段をとることで、このガイドラインを施行することができる。施行は段階的に行われてよい。

多くの場合、規則と方針は教会法、ミニストリーのための訓練、牧会的ケアといった分野の適切な専門的知識を持つ人たちによって進展させられる必要がある。このガイドラインで用いられている用語や表現は、その管区やこれを用いる教区の規則と方針で用いられている用語や表現に合うように変える必要があるだろう。これらの規則と方針はいったん採用されたなら、管区の全体に知らされ、着実に施行されるべきである。

虐待が起こったときのサポートの提供

綱領の約束 1

虐待が起こったときの牧会的サポート

私たちは、以下のことを通して、虐待されている人たち、その家族、被害を受けた教会区と教会組織に牧会的サポートを行います。

- a. その人たちの経験と心配事について忍耐強く思いやりをもって傾聴する
- b. 霊的な支援と他の形による牧会的ケアを提供する

予備知識

虐待の性質

家庭や共同体、また教会でも起こる虐待には、子ども、青年、弱い立場の大人との関係における広い範囲のさまざまな行為が含まれる。虐待は他の人に危害を加えるふるまい、他の人に危害を加えようとする意図によってなされるふるまい、また他の人を危害が加えられるリスクにさらすふるまいのことである。虐待のタイプには、これらに限られるわけではないが、いじめ、虐待の隠蔽、サイバー虐待、感情的虐待、経済的（金銭的）虐待、ジェンダーに基づく虐待、ハラスメント、ネグレクト、身体的虐待、性的虐待、霊的虐待が含まれる。このそれぞれのタイプについての説明は付録資料 1 にある。

人はその人生のどの段階においても虐待を受ける者となることがある。子どもと青年にかかわる虐待は一般に「児童虐待」と呼ばれる。弱い立場の大人への虐待は、多くの形態をとることがある。家族間や家庭的背景での虐待は一般に「家族間暴力」あるいは「家庭内暴力」と呼ばれる。

虐待が起こる場合には、一つ以上の形態の虐待が含まれることがある。教会では、他の形態の虐待に霊的虐待が伴うことがありうる。**教会ワーカー**は、虐待が明らかにされるならば神罰が下る、教会から排除すると脅すなどして、自分の霊的権威を悪用することで、被害者たちを沈黙させることがある。

虐待は、虐待者とその被害者の間の力関係が対等でないことから起こり、続いていくことがしばしばある。共同体や教会に沈黙を守る文化がある場合、被害者は虐待が明らかになることを恐れるだろう。被害者が虐待を明らかにする場合でも、共同体と教会のリーダーたちが、被害者よりも申し立てられた虐待者を信じた場合には、効果的な処置がとられることはないだろう。

教会ワーカーは、同じ教会の中で他の教会ワーカーや教会員からの虐待を経験することがある。これは他の教会ワーカーや教会員が、他者に対する力を悪用する場合に起こる。

一般に性的虐待の事例には付加的な要素がある。虐待者は、被害者は自ら望んでそうしたのだと主張したり、そう信じていたりする。虐待者は、それは愛の表現であったとか、ストレス、アルコールや他の物質によって引き起こされたものだったと主張したり、被害者を非難したりすることで、自分の行った虐待を否定したり、正当化したり、小さくしようとしたり、弁解したりする。虐待者は加害行為を繰り返す者であることがよくある。

貧困、民族性、性的指向、ジェンダー、身体的障がいあるいは知的障がいといったさまざまな社会的、文化的要素が、ある人が虐待を受けやすい弱い立場になる一因となることがある。弱い立場はこれらの要素の組み合わせによっても生ずることがある。虐待には人身売買を背景として起こる事例もある。

ある**管区**で虐待を行ったと知られている、あるいはその疑いのある教会ワーカーが、**教会の権威者**にこの情報を開示することなく、別の管区、同じ管区の別の教区、または他教派に移り、**ミニストリーの認可**を得ることもある。この慣習のために、その者たちは新たな場所で人々への虐待を続けることになる。

虐待の弊害

虐待の**一次被害者**と**二次被害者**のどちらに対しても加害がなされることと、虐待が起こったときにその人たちを虐待から保護できず正しい対応をとれないことは、破壊的な大きな影響を及ぼしかねない。一次被害者の大多数は女性と子どもたちである。男性もまた一次被害者となることがある。ひとりの一次被害者から多くの二次被害者が生ずることがある。この二次被害者には、一次被害者の家族、虐待者の家族、その教会の他の教会ワーカーや教会員が含まれることがある。

虐待の弊害は、被害者と虐待者の関係の親しさ、被害者との関係の中での虐待者の役割、虐待の継続期間、被害者が家族や他の人のサポートを受けるかどうかを含む要素が持つ範囲によってさまざまである。身体的な虐待と性的虐待の事例では、虐待により受けるダメージの程度、虐待に用いられる力の程度も考慮すべき要素に加えられる。一次被害者と二次被害者は、その人たちが自分自身、自分と他者との関係、自分の信仰を見る見方に影響を受けることもある。

被害者が受ける虐待の感情的、精神的弊害には、以下のものが含まれる。

- ・その人たちが自分は虐待に責任があると思うことからくる罪悪感
- ・その人たちが自分は価値がなく、可愛がられず、気に入られないために、あるいは虐待の「警告のサイン」を見落としたために虐待を受けるのだと思うことからくる恥辱
- ・その人たちが自分を守ることができないということによる無力感

被害者の他者との関係への弊害には、その人たちが以下のようなことになることが含まれる。

- ・教会ワーカーを含む教会の権威者に攻撃的になり、ひどく怒る

- ・拒絶や反感を恐れるため、自分が知っている人の中にいる時は委縮し、知らない人と会う時は用心深くなる
- ・共同体か教会で権威のある人物との関係において言いなりになる
- ・他の人のケアをするが自分のケアをすることができない「救助者」になる

被害者は一般に霊的な困難を経験する。その人たちは以下のようなようになるかもしれない。

- ・自分が虐待を受けている間ずっと沈黙を続けている神は、残酷で、無力で、思いやがないと思う
- ・自分は神に罰せられているのだと思う
- ・神に怒りをおぼえたり、神に見捨てられたと感じたりする
- ・父なる神という考えに疎外感をおぼえる。ある人たちにとっては、その人たちが知っている唯一の父の人物像は、自分の父親か、自分を欺き、責任ある地位を濫用した聖職につく男性メンバーであるため
- ・その人たちが経験したのは愛、信頼、希望、信仰の悪用であるために、神の愛と恵みを経験することは難しいと思う
- ・教会のリーダーたちに欺かれたと感じる

一次被害者が受けた虐待とこうむった弊害に気づいた人は、圧倒的な悲しみと怒りを経験することがよくある。その虐待との結びつきによって被害を受ける場合、その人たちは二次被害者なのである。二次被害者はその**教会共同体**での関係を含め、関係の変化を経験する。そこには信頼がなく、秘密(虐待についてオープンに話すことができない)と、スティグマと、どんな答えも得られない問いがあるからである。その人たちが教会共同体から追放されることもある。時には一次被害者の側につく人と申し立てられた虐待者の側につく人がいて、教会共同体に分裂が生じることがある。

虐待被害者のケア

教会が虐待被害者のケアを行う方法は、被害者のニーズを中心にしたものでなければならない。

虐待被害者の中には、その人たちが虐待を受けた共同体を信用せず、そこを去る人がいる。教会は去るという選択を尊重すべきだが、いつでも進んでケアを提供すべきである。

被害者の中には教会共同体にとどまることを選ぶ人もいる。その人たちは虐待の弊害のため生活に対処するのに苦労するだろうし、助けを求めるだろう。虐待が秘密にされたままの場合、その人たちは教会共同体の中で虐待を明らかにすることを恐れ、沈黙したまま被害を受け続けることがある。時には虐待が知られている場合でも、教会がその人たちをケアしないことがある。教会は一次被害者と二次被害者が虐待について話すことができ、虐待の弊害からの癒しを得られる安全な場所であるべきである。このために教会共同体は、被害者に傾聴し、その人たちに霊的な援助と他の形態のケアを提供しなければならない。被害者は、専門的なケアや被害者支援サービスのような、教会が提供できるケア以上の助けを必要とするかもしれない。

赦し

赦しは、虐待の被害者と、被害者と虐待者にミニストリーを行う教会ワーカーが直面する、最も困難な問題のひとつである。

被害者は、虐待者を赦せというプレッシャーをかけられている、と思うことがしばしばある。そのプレッシャーとは以下のようなものであろう。

- ・外面的には、誰かが「まあそのことは忘れなさい」「赦しなさい、そして忘れなさい」「赦して前に進みなさい」「赦すほうが、気が楽になるよ」と言う場合
- ・内面的には、被害者自身の考えが、自分自身が赦される必要があり、そのためにはまず虐待者を赦さなければならない、というものである場合

被害者が教会ワーカーから虐待者を赦すようにというプレッシャーをかけられることは、けっしてあってはならない。赦して虐待者との関係を回復するように、というプレッシャーによって、被害者にさらに危害が加えられることになる。被害者は、もし自分が進んで赦さない、あるいは赦すことができないならば、自分を責め、他の人たちから責められると思うかもしれない。被害者は自分が「クリスチャンらしくない」ので、神の赦しを得られないと思うかもしれない。

被害者は、どんな要求とも無関係に、虐待者を赦そうと望むかもしれない。それはたとえば、虐待者が悔い改めていない場合、死亡している場合、接触がなくなっている場合にも起こりうる。虐待者を赦すことは本質的に多層的で、複雑なものなので、被害者にとってそれは非常に困難なことになるだろう。赦しは、単独の出来事として起こることはめったになく、たいていは長期間にわたる、段階的なプロセスとして起こることが多い。

時には、虐待者が赦してくれるように頼むこともあるだろう。この場合には、通常まとめて「悔い改め」と呼ばれる赦しのための三つの要件が、聖書に書かれている。すなわち、以下の三点である。

- ・告白— 虐待者が引き起こした虐待と危害を完全に認めることを意味する。虐待とその結果について虐待者から被害者への無条件の謝罪を含めてもよい。
- ・悔恨と人生の改善に打ち込むこと 虐待者がどんな結果も進んで引き受けることで虐待の責任を完全にとることを意味する。**行政当局**への虐待の報告と教会内での処罰をふくめてもよい。
- ・賠償— これが適切である場合には、虐待者が被害者に虐待の補償をすることを意味する。

これらの要件が満たされた場合、聖職のメンバーは神の赦しを宣言してもよい。被害者は、口頭で、あるいは、ことに被害者が安全であると感じる必要がある場合には、接触することなしに、虐待者を赦すことを選択してもよい。

虐待者が神によって、あるいは被害者によって赦される場合、これは以下のことを意味するのではない。〔下線訳者〕

- ・被害者は虐待を最小化したり、虐待者を大目に見たり、その人たちの虐待を忘れたりするべきである。
- ・教会は虐待者をミニストリーの役目に任命あるいは再任命したり、子ども、青年、弱い

立場の大人のケアに関して虐待者を信用したりするべきである。

- ・虐待者は虐待に対する処罰を免れるべきである。
- ・被害者と虐待者は、虐待が起こる以前にあった関係に戻るという意味で和解するべきである。

時には赦しが可能でないこともありうる。被害者にはその虐待者たちを赦す準備がないこともあるだろう。

虐待被害者にケアを提供する者のためのサポート

虐待の一次被害者と二次被害者にケアを提供する者には、その人たちのミニストリーにおけるサポートが必要である。被害者のためのケア、ことに長期にわたるケアが行われる場合には、それが感情的、霊的に消耗するものになりうると理解されていないことがよくある。ケアを提供する者へのサポートはその人たちがこのミニストリーを持続する助けとなる。

ガイドライン

虐待被害者のためのケア

- 1.1 各管区は、被害者が教会ワーカーによってであろうと他の人によってであろうと虐待を受けた場合、一次被害者と二次被害者にケアを提供するためのシステムを持つべきである。ケアを行う人は、通常一次被害者と同じ性の人であることが望ましく、とくに性的虐待の事例では、同じ性であることが望ましい。
- 1.2 それが現実的である場合は、各教会共同体に虐待被害者へのケアを行うことができる人が少なくとも男性一人、女性一人がいるように、十分な数の人が訓練を受けることが望ましい。それが現実的でなければ、適当な距離の教会共同体グループ内に少なくとも男性一人、女性一人がいるように、十分な数の人が訓練を受けることが望ましい。訓練を受けるのに適した人とは、適切なミニストリーの境界線と秘密を守ることができる人で、仮にその人たち自身が虐待を受けた経験のある人であれば、虐待被害者にケアを提供できるほど十分に回復した人たちのことである。訓練を受ける人は、聖職か信徒ワーカーがよいだろう。訓練を受ける人については、正確な記録を保存しておく必要がある。
- 1.3 虐待被害者にケアを提供するための訓練では以下の事項が含まれることが望ましい。
すなわち
 - ・虐待のコンテキストでのケアの神学
 - ・虐待が行われているとわかる徴候の認識
 - ・共感、忍耐、思いやりをもって虐待を受けた被害者に傾聴することの重要性
 - ・虐待の一次被害者と二次被害者にもたらされる虐待の弊害

- ・守秘の重要性と限界
 - ・虐待が明らかになっている場合の適切な対応
 - ・ケアする者の役割の限界（たとえば被害者の望みを尊重し、専門家のケアを提供しようとしなないなど）
 - ・どのようにして、またどんな時に教会が虐待被害者に専門家のケアや被害者支援サービスを紹介すべきかという状況と、専門家のケアを提供できる人（たとえば医師、心理学者、カウンセラー）と被害者支援サービスを提供できる組織（たとえば権利擁護団体）についての情報
 - ・被害者が赦そうとしていないうちに赦すようにプレッシャーをかけられている場合であれば、赦しの性質と実践、虐待被害者にもたらされる弊害
 - ・また虐待被害者の福祉についての定期的な調査、祈りのサポート、経済的援助、生活するための安全な場所への転居、その虐待が犯罪を構成する場合は**行政当局**に報告するための援助といった、虐待被害者が得られる実際的なケアの形式
- 1.4 虐待被害者にケアを提供するための再教育の訓練は、3年から5年の間の一定期間ごとに行われることが必要とされる。

虐待被害者にケアを提供する人のためサポート

- 1.5 各管区は、虐待を受けた一次被害者と二次被害者にケアを提供する人のためのサポートを行うためのシステムを持つべきである。それが現実的である場合は、このサポートを行う人自身が虐待被害者にケアを提供する訓練を受けて専門的知識を持っていることが望ましい。このサポートは、ケアを提供する人との定期的な連絡によって成り立ち、その人たちがケアを提供する中で生じた問題点に対処するのを助けることが望ましい。

虐待への効果的な対応の実施

綱領の約束 2

虐待への効果的な対応

私たちは聖職と他の教会スタッフに対する虐待の申し立てに適切に対応するための方針と手続きを持ち、実施します。それには以下のことが含まれます。

- a. 訴えを起こすための手続きを教会内に知らせること
- b. 訴えを起こす人に牧会的ケアを手配すること
- c. 聖職と他の教会スタッフに対する虐待の申し立てに公平な決定をし、その人たちの将来のミニストリーへの適性を評価すること
- d. 影響を受けた教会区と教会組織にサポートを提供すること

予備知識

虐待者による権力と権威の悪用

教会ワーカーは、その役割からくる力による権力と権威を持ち、それゆえに信用される地位にいる。ある者たちは、自分の権力に無自覚で、自分の欲求をかなえるためにその権力を**虐待的な**方法で無意識に行使する。また被害者の抵抗を打ち負かすために自分の権力を意図的に行使する者もいる。そのような者たちは、**子ども、青年、弱い立場の大人への性的虐待**の事例では、通常その権力を被害者や被害者に近い他の人たちを**グルーミングする**〔手なずける〕ために行使する。他者を虐待することで自分の権力と権威を悪用する教会ワーカーは、その人たちへの信用を裏切ったのであり、自分の行為を説明する責任を負わなければならない。

教会での虐待の隠蔽

教会の評判を守るために他の教会ワーカーに対する虐待の**申し立て**を隠した教会のリーダーは、この**隠蔽**によってその権力を濫用し、誠実に行動しないで不正に加担したのである。このような隠蔽は**訴え**を無視したり、その深刻さを軽視したり、あるいは**訴えられた人**を他の地位に異動させることで起こってきた。虐待被害者は、その人たちの**訴え**に対して教会が行動を怠ったことでさらに被害を受けてきた。教会の評判は、教会ワーカーによる虐待の隠蔽が公に明らかにされた場合に、いっそう損なわれるのである。

訴えにおける申し立ての事実を裁定するための手続き

教会ワーカーに対する訴えがある場合、説明責任を果たすためには、その**申し立て**の事実を公正に裁定するための手続きが必要になる。これらの手続きは、**管区内**に知らされる必要がある。

一次被害者の中には、報復行為によって脅迫されてきたために訴えを起こすことを恐れる人がいる。訴えを起こすための手続きでは、その人たちに代わって訴えが起こされることを許容すべきである（被害者死亡の場合など）。**訴えを起こす人**、ことに子どもの時に虐待を受けた人の中には、訴えを起こそうとするまでに何年も経過するような人がいる。起こったとされる虐待からの時の経過は、通常は訴えを考慮するうえでの妨げになるべきものではない。しかしながら、時の経過のために訴えを公正に扱うことが不可能になっている場合は妨げになるというのが妥当である。申し立てられた虐待者が死亡している場合は、訴えの事実と適切な補償を裁定することが重要になるだろう。

訴えが起こされる場合、そのプロセスの間、訴えを起こす人と**訴えられた人**の双方にサポートを提供する必要がある。

訴えの結果

訴えられた人が虐待を行った、あるいは虐待を隠蔽したという裁定がなされる場合、その人の将来の**ミニストリー**への適性が評価されなければならない。この評価にはその人がその時の地位にとどまる、あるいは他の地位に任命されるのに適しているか適していないか、ということが含まれるべきである。また、それはその人がその時の地位にとどまることが、一時的にあるいは永続的に適していないのかどうかということ、またもし一時的に適していないのであれば、ミニストリーへの復職の条件を含むべきである。**聖職**の事例では、この評価にはその人が按手されたミニストリーを*行い続ける*ことに適しているかということ、またもし適しているのであればどのような条件下においてなのか、ということが含まれるべきである。

その訴えが実証されても実証されなくても、訴えを起こした人のすべてにケアを提供されることが望ましい。その訴えが実証される場合、教会はその一次被害者に補償を提供すべきである。補償の提供には、教会のリーダーによる謝罪というかたちでの直接的で個人的な対応が常に含まれるべきであり、被害に苦しむ人に対応するためのカウンセリングや、他のかたちでの実際的な援助のような手段が含まれていてもよい。

その訴えが実証されても実証されなくても、訴えられた人のすべてにケアを提供されることが望ましい。その訴えが実証されて、訴えられた人がミニストリーにとどまるか、別のやりかたで教会共同体の生活に参加する場合、その訴えられた人が人々の安全を損なわないようにすることを確約する説明責任のシステムがあることが望ましい。

訴えを起こした人、訴えられた人、関係する教会、それがふさわしければ一般の人たちに対して、事実認定を含め、訴えの結果について伝達するプロセスは、その結果が確実に報告される助けとなるだろう。

訴えに影響された教会共同体のためのサポート

訴えが起こされる場合、一次被害者、二次被害者と訴えられた人に関係のある教会共同体は、深い裏切りと怒りと幻滅の念を経験することがよくある。時には、教会共同体の分裂を経験することもある。訴えられた人が虐待を行っていたという裁定がその後下されたなら、このような影響が増すことがよくある。訴えられた人は無実だと信じる人がいるため、訴えが実証される場合、そのような影響が続くかもしれない。影響された教会共同体には、継続的なサポートが必要になる。このサポートには、訴えを起こした人に被害を及ぼしたり申し立てについての公正な裁定を損なったりすることがなく、憶測や噂の流布を最小化するのに役立つ適切な情報が与えられることが含まれる。

ガイドライン

訴えを公正に扱うこと

2.1 各管区は、訴えを公正に扱うためのシステムを持つべきである。そのシステムには以下の要素が含まれる。

- ・被害者または代理となる人が、指示された人に訴えを起こすための用いやすく入手しやすい手段
- ・犯罪が疑われる訴えが起こされる場合、教会が法によって訴えを報告することを要求される状況以外では、訴えを起こした人が**行政当局**に虐待を報告する手助けを提供すること
- ・訴えを起こした人と訴えに加わって告発した人を、教会ワーカーによる報復行為から保護すること
- ・それが適切な状況であれば**教会の権威者**が、訴えを扱うプロセスの帰結まで、訴えられた人を現行の地位から停職にさせられること(たとえば訴えられた人が現行の地位にとどまるなら被害者を含む人たちが被害を受ける危険があったり、教会の評判が損なわれたりするというような場合)
- ・虐待があったと申し立てられているのがどんなに以前のことであっても、時の経過のためにその訴えを公正に扱うことが不可能になっている場合を除き、訴えを考慮すること
- ・訴えを起こした人を危険にさらすことになる場合を除き、訴えと訴えを起こした人が誰かということについて、訴えられた人に開示すること
- ・訴えられた人が訴えに対応するための機会
- ・申し立てが、訴えられた人に否定されるか認められるかした場合、独立した立場の人かグループが申し立てを調査し、それが事実かそうでないかを裁定する正式なプロセス
- ・申し立てが、訴えられた人に認められるか事実であるとわかった場合、訴えられた人がミニストリーを続けるための適性があるか、どんな条件に従えば適性があるのかを決定するプロセス

- ・ 訴えられた人のミニストリーへの適性評価に影響を与える教会の権威者によってとられた処置について、正確な記録を保持しておくこと
- ・ 訴えが偽りであると分かった場合、訴えられた人の無実を証明すること
- ・ 情報の量と情報を誰に提供するか決定を含む守秘の保持
- ・ 訴えを起こした人、訴えられた人、関係する教会、それがふさわしければ一般の人たちに対して訴えの結果について伝達すること

訴えを起こした人と訴えられた人のためのサポート

2.2 各管区は、訴えを扱うプロセスの間とその後、訴えを起こした人と訴えられた人にサポートをする人を提供するためのシステムを持つべきである。この役割を担うためには訓練を受けることが必要であり、訓練を受ける人たちについては正確な記録が保存されることが望ましい。その訓練には以下の事項が含まれるとよい。

- ・ 共感、忍耐、思いやりをもって訴えを起こした人と訴えられた人に傾聴することの重要性
- ・ 虐待の性質とそれが被害者にもたらす影響
- ・ 訴えを起こした人と訴えられた人に与えられるだろう援助(たとえば訴えを扱うためのプロセスを説明すること、訴えが調査される場合の面談や申し立ての事実が裁定される場合の聴き取りに同席すること)

訴えを起こした人と訴えられた人をサポートする人は、調査や訴えについての裁定を下すプロセスにおいては、どんな役割も持つべきではない。

影響を受けた教会共同体のためのサポート

2.3 各管区は、訴えとそれらの裁定の結果に影響を受けた教会共同体にサポートを提供するためのシステムを持つべきである。この役割を担うためには訓練を受けることが必要であり、訓練を受ける人たちについては正確な記録が保存されることが望ましい。その訓練には以下の事項が含まれるとよい。

- ・ 虐待の訴えとそれらの結果が与える人々と教会共同体への影響
- ・ 虐待の訴えとそれらの結果、またその裁定を下す人について、影響を受けた人たちと教会共同体に提供されるのがふさわしい情報
- ・ 虐待の訴えとそれらの結果によって影響を受けた人々と教会共同体の癒しを促すための方策

影響を受けた人々と教会共同体にサポートを提供する人はだれでも、調査や訴えについての裁定を下すプロセスにおいてはどんな役割も持つべきではない。

ミニストリー実践のための基準の採用と推進

綱領の約束 3

牧会的ミニストリーの実践

私たちは、教育と訓練によって聖職と他の教会スタッフによる牧会的ミニストリーの実践のための基準を採用し推進します。

予備知識

教会におけるミニストリー

教会ワーカーは、必要な時に応じ、靈的助言とサポート、教育、カウンセリング、ケア、援助を提供することを含むさまざまなかたちで、教会でのミニストリーの責任を負う。そのようなミニストリーは、**教会共同体**を含めさまざまな背景で起こりうる。教会ワーカーは、その**ミニストリーの関係**において、自分がミニストリーを行う人たちの最善の利益のために常に行動すべきである。

ミニストリーの関係における権力の不均衡

教会ワーカーと、その人たちがミニストリーを行う人との間には、ミニストリーの関係における本質的な不均衡が常にある。この不均衡は、教会ワーカーが専門的な知識と教会の指導者やリソースへのアクセスを持つ専門家として他の人たちに権威を持っていることから生ずる。そのミニストリーの関係において適切な境界線を維持することは、常に教会ワーカーの責任である。

行動規範におけるミニストリーの実践のための基準

行動規範の中には、ミニストリーの実践のための明確な基準が含まれるべきである。すべての教会ワーカーは、行動規範の中の基準を遵守するように義務付けられるべきである。教会ワーカーは、そのミニストリーの関係において適切な境界線を維持することの助けとなるように、これらのふるまいの基準について定期的に教育と訓練を受ける必要がある。他の**管区**や他教派から移った教会ワーカーがこの教育と訓練を確実に受けるようにすることは、とくに重要である。行動規範を採用しその訓練を受けることは、教会ワーカーはミニストリーの実践のための適切な基準について知らなかったという弁解ができないことを意味する。

教会ワーカーのためのミニストリーのサポートの重要性

教会ワーカーのためのミニストリーのサポートのシステムは、教会ワーカーによる倫理的なミニストリーの実践が確実に行われる助けとなり、その人たちが他の教会ワーカーやメンバーによる権力の濫用を防ぎ対応する助けとなる実際的な方法である。

ミニストリーの実践のための行動規範

- 3.1 各管区は、教会ワーカーによって遵守されるための、ミニストリーの実践のための規範を含む行動規範を持つべきである。その行動規範は以下の行為の範囲を扱うべきである。
- ・ミニストリーの関係の性質とミニストリーを受ける人たちの最善の利益のためにどのような力が用いられるべきか
 - ・ミニストリーにおいて受け取った情報の守秘を維持することと、法によって開示が求められているような場合の守秘の限界
 - ・言語や画像の使用、テクノロジーの使用、面会、面談、会話の場所と行為を含む、ミニストリーにおけるコミュニケーション
 - ・感情的、経済的、身体的、性的境界線を含むミニストリーの関係における適切な境界線
 - ・単独で、あるいは離れたところで子どもたちや青年と働くのを避けることを含む、**子どもたちと青年**へのミニストリー
 - ・**弱い立場の大人**へのミニストリー
 - ・知られている、あるいは疑われている他の教会ワーカーによる虐待を、**教会の権威者**や必要な場合は**行政当局**に報告すること

行動規範についての訓練

- 3.2 各管区は以下の人たちによる行動規範の訓練を十分に実施するためのシステムを持つべきである。
- ・執事としての按手を受ける前の按手志願者
 - ・任命を受ける前の教会ワーカー、または例外的に、任命から3カ月以内の教会ワーカー、その後は3年から5年の間隔を置いた者

訓練については正確な記録が保存されることが望ましい。

ミニストリーのサポート

- 3.3 各管区は、以下のような教会ワーカーによる倫理的なミニストリーの実践が確実に行われる助けとなるように、ミニストリーのサポートを提供するシステムを持つべきである。
- ・**聖職と認可を与えられた者**と雇用された**信徒ワーカー**には、そのミニストリーの指導監督が含まれるべきであり、可能であれば助言、専門的指導監督、ピア〔仲間同士〕サポート、ミニストリーの見直しのような他の形式のサポートが含まれるべきである
 - ・ボランティアの信徒ワーカーのサポートには、そのミニストリーの指導監督が含まれるべきである

ミニストリー適性の評価

綱領の約束 4

ミニストリーの適性

聖職として按手される人や、教会内で責任ある地位に任命される人の適性を、その人の経歴を調査することも含めて、評価する方針と手続きを持ち、それを実施します。

予備知識

経歴調査がない場合に起こる虐待

他の人々を虐待していた前歴のある**教会ワーカー**が、その経歴を調査されることなくある地位に任命されたり、**聖職**の場合であれば按手につながるプロセスに入ったりして、その後も**ミニストリー**の中で虐待を行っていたことがある。虐待は、**聖職**、**信徒ワーカー**の両方によって行われている。ある場合には、このようなことは教会ワーカーが**管区間**や管区内の教区間で移動したとき、また他の教派から移動してきたときにも起きている。

経歴調査の重要性

将来ミニストリーを担うことになる教会ワーカーの適性評価には、経歴調査を含めたい。経歴調査の目的は、その人が他の人々の安全にとってのリスクを引き起こすかもしれないことを示す情報を見分けることである。この情報は、その人が教会で聖職としての働きを担うのにふさわしいかどうかを評価することを考慮に入れたものでなければならない。聖職は全員審査を受けるべきである。またそのミニストリーの場で**子ども**、**青年**、**弱い立場の大人**のような弱い立場の人たちとの接触がある信徒ワーカーの経歴調査は、優先的に行われるべきである。過去の行為は現在および将来のふるまいの重要な指標であるから、経歴調査は教会で虐待が起こるのを防ぐ重要な方法である。

管区間を移動する教会ワーカーについては、この**規約**の実施を通して、経歴調査には両管区の協力が必要となる。管区内の教区間を移動する教会ワーカーについては、経歴調査には管区内の両教区の協力が必要となる。他教派から移動する教会ワーカーについては、経歴調査には他教派の情報提供と他教派と管区の両方の協力が必要となる。

リスク評価が求められる環境

過去に虐待を行った人の場合、将来教会ワーカーとなる人が先々他の人を虐待する可能性についてのリスク評価を実行することが必要になる。リスク評価はその人たちが按手されたり、ある地位に任命されたりする前になされなければならない。可能ならば、心理学者のような経験のある専門家がリスク評価を行うのがよい。子どもへの**性的虐待**といった虐待の場合、その人が按手されたり、ミニストリーにかかわる地位に任命されたりすることは適切でない。

ガイドライン

教会ワーカーになる人の適性評価

- 4.1 各管区は、将来教会ワーカーとなる人の経歴調査をするためのシステムを持つべきである。教会ワーカーは任命される前に、聖職の場合は按手につながるプロセスに入る前に審査を受ける必要がある。経歴調査には以下の要素が含まれることが望ましい。
- ・虐待的なふるまいの前歴を開示する規定のある志願書を本人が完成させていること
 - ・身元の証明
 - ・犯罪歴が入手でき志願者が成人である場合、**行政当局**で確認すること
 - ・任命や派遣を行う人との面接
 - ・教会や以前の職場の人を含め、志願者について知っている人に照会すること
 - ・その人が他管区や管区内の他教区で**認可された教会ワーカー**であったり、あるいは他教派で同等の役割を持っていたりする場合、その人がミニストリーを担うことを認可した他管区、他教区の教会の権威者、あるいは他教派の同等の権威者に、その人の**ミニストリーの適性に関する情報**を求めること
 - ・按手を受ける候補者の場合、可能であれば、他の人の安全に対してリスクとなるかもしれない状況を見分けるための心理学的評価

経歴調査については記録が保存されることが望ましい。

- 4.2 各管区は、将来教会ワーカーとなる人の適性について、任命される前、聖職の場合には執事として按手される前に適性を評価するためのシステムを持つべきである。適性評価には以下の要素が含まれることが望ましい。
- ・その人がミニストリーを行うことになる人たちや、その人たちの弱い立場についての考察
 - ・経歴調査から得た情報についての考察
 - ・その人が過去に虐待を行っていた場合は、その人が将来他の人を虐待する可能性についてのリスク評価を行うこと

記録が保存されることが望ましい。

- 4.3 各管区は、ミニストリーの適性についての情報を含め、経歴調査の情報の守秘を維持するシステムを持つべきである。以下の、開示が必要な場合は除く。
- ・法によって要求されている
 - ・教会ワーカーによって被害を受けるリスクから誰かを守るために必要と考えるのが妥当である
 - ・その教会ワーカーが、その管区で認可されたミニストリーを担うのにふさわしいかどうかを評価するために必要である
 - ・その教会ワーカーに対して懲戒処分を行うために必要である

ミニストリーの適性情報の開示

- 4.4 各管区は、ミニストリーの適性情報に関して、以下のことを確実に行うシステムを持つべきである。
- ・他管区や管区内の他教区の権威者や他教派の同等の権威者から、その教会ワーカーについてのミニストリーの適性情報を求め、受け取ること
 - ・ミニストリーの適性情報の開示が違法でない限り、その人のミニストリーの適性情報が教会の権威者や他教派の同等の権威者に迅速に知らされること

安全の文化の推進

綱領の約束 5

安全の文化

私たちは虐待が起こるのを防ぐための教育と訓練を聖職者、他の教会スタッフや関係者に行うことによって、教会区と教会組織に安全の文化を推進します。

予備知識

虐待の一因となってきた教会の文化

教会の文化には、**教会ワーカーが子どもや青年、弱い立場の大人を虐待**している環境の一因となっているという側面がある。

その文化の側面は、さまざまなやり方で**虐待**を許し、被害者を沈黙させてきた。ある場合には、

- ・教会の評判を守ることが被害者の利益に優先してきた
- ・教会が虐待した者に責任をとらせたり、被害者のニーズを適切に考慮したりするよりも、虐待者に赦しと憐れみを施すことに力を入れてきた
- ・**聖職**のメンバーが虐待に関わっていたある場合には、**聖職主義**（聖職が自分たちへの服従を促し、敬意を利用すること）が虐待の起こる要素となり、また**訴え**がなされた場合に不適切な対応を引き起こしてきた
- ・虐待が認められた場合、被害者を傷つける違法行為として、またあるタイプの虐待の事例では犯罪として見なされずに、見過ごしてもいい道徳的なしくじりであると見なされることがしばしばあった

教会の管理力の不十分さが虐待の一因となる

この文化の側面は、教会の構造と管理力によって強められてきた。ある場合には、

- ・教会ワーカーに不適切な選択、経歴調査、訓練がなされた
- ・虐待の訴えが起こされた場合、申し立ての事実、その教会ワーカーの将来の**ミニストリー**への適性を公平に決定するために不適切なプロセスがとられた
- ・教会のリーダーが、牧会的役割と教育訓練的役割の間の利害の衝突にうまく対処できなかった
- ・教会のリーダーが、**訴えられた人**との関係によって、公平でなかったか、公平でないように見えた
- ・教会のリーダーが、申し立てを受けた虐待者を他の**教会共同体**に異動させることを含め、さまざまなやり方で虐待を**隠蔽**した

教会で虐待をしたと知られている人、その疑いのある人を任用しないこと

虐待をしたと知られている人や、その疑いのある人々が、教会共同体の生活に入ろうすることがある。その人たちの中には**性的虐待**を含む犯罪で嫌疑をかけられていたり、有罪になっていたりする人も含まれる。その人たちへのミニストリーが強められるべきではあるが、他の人々、とくに子ども、青年、弱い立場にある大人の安全を危うくしてはならない。

一般的に、虐待をしたと知られている人やその疑いのある人は、リーダー的役割、つまりケアを提供すること、青年グループや他のグループの指導、礼拝での音楽指揮、聖書朗読、祈りの先導などに加わることが許されるべきではない。リーダー的役割についている人は信頼に足る人と見なされる、と認識しておくことが重要である。

教会における安全の文化の創造と維持

教会における安全の文化を創造し維持していくためには、教会ワーカーだけでなく、教会共同体の生活に参加しているすべての人の関与が必要である。

虐待が起こるのを防ぐための訓練は、聖職を養成し継続的に成長させることの一部となるべきである。教会共同体の生活に参加している者は、虐待が起こることを防止するための教育を受ける必要がある。

教会において安全の文化を創造し維持することには、**セーフ・チャーチ**や**セーフガーディング**の規則や方針を採用すること以上のものが必要になる。それらの規則が効果的に実施され、その実施が監視されることが必要である。教会はこの監視の結果を公にすることで、誠実であることを証明しなければならない。規則や方針はまた、教会生活に参加するすべての人々の安全を優先するというセーフ・チャーチやセーフガーディングの神学によって補強されることが必要である。教会のリーダーには、この安全の文化を創造し維持することで果たす重要な役割がある。

セーフ・チャーチやセーフガーディングの規則や方針の有効性や公正さについての訴えは、確認された欠点や失敗によって絶えず改善をはかれるように見直す必要がある。それ以外にもセーフ・チャーチやセーフガーディングの規則や方針は、有効であり続けるように定期的に見直す必要がある。それによって、教会がすべての人、とくに子ども、青年、弱い立場の大人にとって安全な環境であることが保証される。

ガイドライン

安全の文化を創造し維持するための訓練を含む教会ワーカー養成と継続的成長

5.1 各管区は、教会ワーカーの養成と継続的成長を目的とした訓練のためのシステムを持つべきである。それには以下の事項の訓練が含まれる。

- ・教会生活に参加するすべての人の安全を優先したセーフ・チャーチやセーフガーディングの神学
- ・教会共同体の中で安全の文化を創造し維持するために有効なリーダーシップと自己認識の重要性

- ・教会ワーカーの権力と権威の正しい行使
- ・**ミニストリーの関係**における境界線
- ・他の教会ワーカーによる虐待に気付いたり、理由があつて疑つたりした場合に行動する責任
- ・他の教会ワーカーによる虐待に気付いたり、理由があつて疑つたりした場合にとる行動
- ・安全なミニストリーの実習
- ・虐待被害者へのケアの提供
- ・民法に従い、虐待を**行政当局**に報告するために必要なこと
- ・影響を受けた教会共同体を含む虐待の被害者への影響力
- ・安全な教会の環境を創造することと維持すること

安全の文化を創造し維持するための教会区と教会組織の教育

5.2 各管区は、安全なミニストリーの実践や虐待防止に関して、教会共同体への参加者を教育するためのシステムを持つべきである。この教育は、年齢ごとに適切なものでなければならない。子どもと青年にミニストリーを提供する学校や他の組織の場合、教育は親やケアをする人にも広げられるべきである。弱い立場の大人にミニストリーを提供する組織の場合、教育はその家族やケアをする人にも広げられるべきである。教育は、セーフ・チャーチやセーフガーディングに関与することへの意識を高める方法と、子ども、青年、弱い立場の大人にとって安全な環境を創造し維持する方法を扱う必要がある。それには以下の事項が含まれる。

- ・虐待の本質とその影響
- ・虐待のサインの識別
- ・性的虐待の事例での**グルーミング**のテクニック
- ・虐待のリスクを減らす実際的な方法
- ・知られているか、疑いのある虐待を行政当局と**教会の権威者**に報告すること

虐待をしたことがわかっているかその疑いのある人に対するミニストリー

5.3 各管区は、いま教会共同体の生活に参加しているか参加しようとしている人で、虐待をしたことがわかっているか、その疑いのある人に対してのミニストリーを行うためのシステムを持つべきである。そのシステムには以下の要素が含まれる。

- ・その人の参加が他の人の安全にとってリスクとなるかどうかを評価するプロセス
- ・評価の結果が、その人は教会共同体の生活に制限規定付きで参加してもよいというものである場合、安全の合意やその制限規定の遵守を監視するグループといったこれらの制限規定をその人が確実に守るようにするプロセス
- ・評価の結果がその人は教会共同体の生活に参加してはいけないというものである場合、その人に代わりとなるミニストリー（たとえば教会ワーカーによるその人への個人的なミニストリー）を提供するという申し出
- ・その人が教区内、**管区内**の他教区、他教派の新たな教会共同体に移ったとわかっている場合は、その人についての当面の関連のある情報をその教会共同体のリーダーたちに開示すること

セーフ・チャーチやセーフガーディングの規則と方針の遵守を監視すること

5.4 各管区は、セーフ・チャーチやセーフガーディングの規則と方針の遵守を監視するためのシステムを持つべきである。それには以下の要素が含まれる。

- ・これらのガイドラインを有効にする規則と方針の採用と実施について、少なくとも5年おきに、責任をとれる、可能なら独立した立場の第三者によって、報告が作成されること
- ・管区や教区のウェブサイトでの報告を公表すること、あるいは他の方法での報告を公に見られるようにすること

セーフ・チャーチやセーフガーディングの規則と方針を見直すこと

5.5 各管区は、これらのガイドラインを有効にするセーフ・チャーチやセーフガーディングの規則と方針について、責任をとれる、可能なら独立した立場の第三者による見直しをするためのシステムを持つべきである。それには以下の要素が含まれる。

- ・セーフ・チャーチやセーフガーディングの規則と方針の妥当性と質を高めるための勧告に関して、少なくとも5年おきに管区の管理組織へ報告すること
- ・セーフ・チャーチやセーフガーディングの有効性や公正さについての訴えがある場合、その規則や方針についての妥当性や質を高めるための勧告に関して、管区の管理組織へ報告すること

アングリカン・コミュニオン諸管区のすべての人
—ことに子ども、青年、弱い立場の大人—
の安全を高めるためのガイドライン

【セーフ・チャーチ・ガイドライン】

発行：日本聖公会管区事務所

2022年3月2日 大斎始日